

「インボイス制度」施行に伴う領収書の取り扱いについて

令和5年10月1日から施行されたインボイス制度に伴い、領収書（適格請求書）の取扱いを以下の通りとさせていただきます。

予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

1. 「手書き領収書」について

原則として、手書きの領収書（適格請求書）は発行致しません。
機械印字の「御計算書」・「領収書」のみ発行とさせていただきます。

2. 「領収書の合算（取り纏め）」について

複数の領収書を1枚に合算した領収書は発行できません。

3. 「割勘精算」について

割勘精算や、金額を指定しての御精算はインボイス制度に対応する領収書（適格請求書）